

Paycha アプリ 利用規約

Paychaアプリ利用規約（以下、「本規約」という。）の制定及び履行に関してPaychaアプリ（以下、「本アプリ」という。）の発行元である北九州商工会議所（北九州商工会議所が本アプリにかかる業務の全部又は一部を委託する事業者含む。以下、「事務局」という。）と本アプリを提供する九州電力株式会社（九州電力株式会社が本アプリにかかる業務の全部又は一部を委託する事業者含む。以下、「受託者」という。）、本アプリを通じて電磁的方法により記録される前払式支払手段による電子商品券（以下、「商品券」という。）を発行、販売、決済及び換金（以下、「発行等」という。）する事業者（以下、「発行者」という。）、本アプリ及び本アプリを通じて商品券を保有する者及び保有を希望する者（以下、「利用者」という。）との間で用いる言語は、日本語とします。

本規約は、利用者の遵守事項及び事務局と利用者との間の本アプリ及び本アプリを通じて発行等される商品券に関する契約、権利義務関係を定めるものです。

利用者は、本アプリ利用に際し利用者を識別するアカウントを登録しなければなりません。利用者のアカウントに登録される利用者情報は、正確かつ最新の情報でなければなりません。また、利用者情報に変更が生じた場合は、速やかに正確かつ最新の情報に更新しなければなりません。

利用者のアカウントを用いて行われた行為は全て利用者本人による行為とみなされ、利用者はかかる行為の結果について責任を負わなければなりません。

事務局は、発行者が本アプリを通じて発行等する商品券に関する事項を定める発行要綱（以下、「発行要綱」という。）に基づき、商品券の発行等を受託者に委託して行います。なお、発行要綱は発行者又は発行回毎に異なります。

本アプリを通じて商品券の発行を行わない場合は、事務局が適切と判断する日時に本アプリのサービスを終了します。事務局は、利用者へ本アプリのサービス終了における告知義務を負わないものとします。

事務局と利用者との間で本規約の解釈に相違が発生した場合は、事務局の解釈が優先されます。

受託者は、電磁的方法による記録その他商品券の発行等にかかるシステム構築及び運行、その他システムに付随する業務を自らが提供する地域通貨プラットフォームサービス「まちの縁アプリ」（以下、「システム」という。）を利用して行います。

本アプリの動作環境（スマートフォンのみ）※スマートフォン以外での動作確認はしていません。

1. OS のバージョン・・・ iOS バージョン 13.4 以上、Android バージョン 6.0 以上であること
2. 言語・・・日本語に対応していること
3. 通信環境・・・インターネットに接続ができること
4. カメラ機能・・・QRコードが読取りできること
5. 受信機能・・・電子メール、SMS、プッシュ通知が受信できること

※一部、設定又は機能、型式により本アプリをご利用いただけない場合があります。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の通りとします。

	用語	定義
1	本アプリ	利用者が商品券の発行を受け、商品券を利用する目的で利用者のスマートフォンにダウンロードし、操作するアプリケーションソフトウェア
2	商品券	本アプリを通じて発行等する電磁的方法により記録される前払式支払手段による電子商品券
3	コイン	商品券の有効期間内に取引が可能となるシステム上で使用される単位（1コインを1円とします）
4	決済	利用者と取扱店の間で行うコインによる支払い取引
5	残高	決済に使用できる未使用コイン数を日本円に換算して表示されたもの
6	利用者	自らのスマートフォンに本アプリをダウンロードし、本アプリを操作し商品券が利用できる18歳以上の個人（法人又は事業者として利用できません）
7	取扱店	発行者から指定を受け、一般消費者を対象に商品券による商品の販売又はサービスの提供を行う個人または法人
8	商品券使用取引	利用者が、取扱店において商品券の残高と引き換えに対象商品の購入又はサービスの提供を受ける取引
9	商品券取引相当金額	商品券使用取引に使用するコイン数（消費税相当額含む）
10	利用方法	取扱店に設置されているQRコードを利用者が本アプリより読み取り商品取引相当金額を入力し残高からコイン数を減じる方法
11	アカウント	アプリのアカウントに登録される利用者情報、ID（メールアドレス）、パスワードなどの総称
12	販売方法	発行要綱に記載する商品券の販売方法
13	申込期間	発行要綱に記載する商品券の購入申し込み期間
14	チャージ	現金による商品券代金の払い込み
15	チャージ期間	発行要綱に記載する商品券代金の払い込みできる期間
16	有効期間	発行要綱に記載する商品券が利用できる期間
17	有効期限	有効期間が終了する日時
18	QRコード	アプリで使用する二次元コード
19	発行要綱	発行者が、本アプリを通じて発行等する商品券に関する事項を定めたもの※発行要綱は、発行者または発行回毎に異なります。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

第2条（契約の成立）

利用者が、本規約に同意した時点で、本規約に基づく事務局と利用者との間の本アプリの利用に関する契約は成立したものとみなされます。利用者は、本規約の定める条項にしたがって、商品券の利用及び商品券使用取引をしなければなりません。

第3条（商品券の発行申込み、発行、販売）

- 1 事務局は、利用者が発行要綱（別紙2－1「同意事項」含む。以下同じ）に従った商品券の発行申込みを承諾するときは、抽選又は発行者が適切と判断する方法により商品券を購入し使用できる権利を有する利用者（以下、「当選者」という。）を決定し、販売付与するコイン数を確定させます。
- 2 当選者が、コンビニエンスストアで当選した発行代金の払込完了後、事務局は、速やかにシステムを利用して所定の情報を入力し、利用者が、本アプリを利用してシステムに記録されたコイン数を読み取れるかたちで受託者が提供するシステムを利用して発行します。
- 3 チャージ期間終了後、チャージされなかった当選者の権利は失効し、チャージされなかった金額を含め販売予定額に達しなかった金額は、未入金相当額として処理されます。なお、その未入金相当金額については、発行者が適切と判断する方法で販売します。
- 4 事務局及び発行者が、当選者を決定するために行う抽選又は適切と判断する方法は、事務局及び発行者が厳正に行うものであり、Apple Inc.及びApple Japan Inc.並びにGoogle LLC.及びGoogle Japan G.K.は関係しないものとします。
- 5 当選者の決定に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 6 利用者が、本アプリで商品券の取引履歴を閲覧できる期間は、原則として商品券の有効期限が属する月の翌月末日とします。閲覧できる期間を経過した取引履歴は、事務局が適切と判断する日時に本アプリより消去するものとします。なお、事務局及び発行者は、利用者に対し取引履歴の削除に関する通知義務を負わないものとします。

第4条（商品券の利用）

- 1 本アプリを通じて発行する商品券の利用方法は、以下に定めるものとします。
 - （1） 利用者は、事務局が指定する利用方法により本アプリを操作することで、利用者の商品券に保有する残高から当該コイン数を減じる方法で、商品券を取扱店との間の商品券使用取引の決済に利用することができるものとします。
 - （2） 利用者は、商品の購入又はサービスの提供を受ける取扱店確認の下、店頭にて保有するスマートフォンを提示し、本アプリより取扱店に設置されているQRコードを読み取り、利用者が商品券取引相当金額に相当するコイン数を本アプリに入力し、取扱店が本アプリに入力された商品券取引相当金額のコイン数を確認した後に、利用者が本アプリで決済し、利用者と取扱店相互で本アプリに表示される支払完了画面の確認までの一連の操作で完了するものとします。
- 2 本アプリを通じて発行する商品券の利用にかかる利用者の責任は、「利用者の責任に関する細則」に定めるものとします。

第5条（通信料・接続料等）

本アプリのダウンロード及びアップデート、アカウントの登録及び更新、商品券の発行申込み、発行、販売、商品券使用取引、事務局からの通知、その他付帯するサービス、機能の利用、利用者自らが行う通信及び通話に要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第6条（払戻し）

利用者は、商品券の発行を受けた後は、いかなる理由であっても残高の払戻し（返金及び換金等により現金化することを含む。以下、「払戻し」という。）を受けることはできません。

第7条（禁止事項）

1 本アプリ及び本アプリを通じて発行する商品券の利用に関する禁止事項は以下とします。

- （1） 商品券使用取引に際し、「禁止する決済事項に関する細則」に定めること
- （2） 商品券の残高を現金化すること ※第6条（払戻し）参照
- （3） 本アプリ及び本アプリにかかる権利の全部又は一部を共用、貸与、譲渡、転売等すること
- （4） 本アプリ及び本アプリにかかる機能の全部又は一部を複製、複写、偽造、改変等すること
- （5） アカウントを共用、貸与、譲渡、転売等すること
- （6） 一人が複数のスマートフォン又はアカウントを使用し商品券を取得、所持、利用すること
- （7） 複数の利用者が所有する商品券の残高を合算し、一回の商品券使用取引に利用すること

※ ただし、生計を一にする家族が所有する商品券の残高は合算して一回の商品券使用取引に利用できるものとし、その際に商品券を利用できる限度額は、商品券残高の合計額三十三万円までとします。

- （8） 虚偽の利用者情報を使用し、商品券を取得、所持、利用すること
- （9） 他人の名義を借用し又は第三者に依頼し、商品券を取得、所持、利用すること
- （10） 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反すること
- （11） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあること

2 利用者が、前項1号ないし11号のいずれかに反した場合、又は反している疑いがあると事務局及び発行者が判断する場合、事前に利用者に催告その他何らの手続を要することなく、事務局及び発行者は必要に応じて取扱店と協力し以下のいずれか又はすべての制裁措置をとることができます。なお、事務局及び発行者が、制裁措置を実行した場合、当該利用者の残高は失効します。また、制裁措置に関する問合せには一切お答えできません。

- （1） 本契約の解除
- （2） アカウントの停止
- （3） 刑事又は民事による法的措置
- （4） 不正に取得または利用された額の返還請求
- （5） その他事務局が必要かつ適切と判断する措置

第8条（有効期間）

1 商品券の有効期間は、発行要綱に記載及び本アプリを通じて発行される商品券に表示します。

2 商品券の有効期限をもって、商品券の残高は失効します。

3 原則として、商品券の有効期間中に商品券を利用できない期間が発生した場合であっても、その理由及び時期を問わず、商品券の有効期限の延長はいたしません。但し、商品券の規模拡大等により事業遂行に必要と事務局及び発行者が判断する場合はこの限りではありません

第9条（個人情報等の取扱い）

事務局は、商品券の発行又は利用にあたり取得した利用者の個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。ただし、法令による個人情報開示請求を受けた場合は、法令に基づき個人情報を開示します。

- （1） 個人情報とは、本アプリの利用、商品券の発行又は利用に際し事務局が提供を受けた、氏名、電話番号、電子メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報

(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。

(2) 本アプリの利用、商品券の発行及び利用に関し取得した利用者の個人情報は、以下の目的にのみ利用します。

- ① 商品券の運営及びサービスの提供
- ② サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③ 本アプリの通知機能、電子メール、電話による事務局及び発行者からの連絡
- ④ 利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤ 個人を特定できない形の統計情報として使用
- ⑥ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(3) 利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。

- ① 共同して利用される個人情報の項目
商品券の利用に関連して取得した利用者の個人情報
- ② 利用目的
利用者からの商品券の発行・管理のためのシステムに関する問い合わせ、相談、要望への対応、及び同システムの適切な運営管理・利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
- ③ 共同して利用する者の範囲
事務局、受託者、発行者、福岡県、北九州市

第10条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 事務局及び発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく利用者の保有する残高について利用資格を取り消すことができます。なお、事務局及び発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第11条（商品券使用取引の中止等）

事務局及び発行者は、その合理的な裁量により、いつでも商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、又は中止をすることができるものとします。

第12条（本規約の変更）

事務局は、その合理的な裁量により、本規約を変更できるものとします。事務局が本規約を変更した場合には、かかる変更を事務局所定のウェブサイトへの掲載又は事務局が適切と判断する方法により、利用者に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の規約は、かかる変更が告知された日より有効となるものとします。変更後の規約が有効となった後、商品券使用取引を利用した場合、利用者は本規約の変更に同意したものとみなされます。

第13条（アカウントの管理）

- 1 利用者は、本アプリに登録するアカウントのID、パスワードを紛失、失念しないよう適切に管理しなければなりません。
- 2 利用者は、本アプリに登録するアカウント情報は正確かつ最新の情報となるよう適切に管理しなければなりません。
- 3 利用者は、事務局が本アプリの利用に関する確認を行う場合は事務局に協力しなければなりません。
- 4 何らかのトラブルによりアカウントの回復が必要となった場合、事務局は、以下により利用者の本人確認等を行います。なお、問合せ等含めアカウントの回復は、対象となる利用者のみ対応します。家族や友人、知人等代理人からアカウントの回復に関する問い合わせ等には一切応じられません。
 - (1) アカウントの本人確認は、日本語のみ対応とします。
 - (2) アカウントの本人確認は、アカウントに登録されている利用者情報を基に本条第5項「アカウントの本人確認に必要なもの」により行います。
 - (3) アカウントの本人確認は、事務局が適切と判断する日時、場所、方法で行います。
 - (4) アカウントの本人確認が以下によりできない場合は、アカウントの回復はできません。
 - ① アカウントの利用者情報がマイナンバーカード又は運転免許証と異なる場合
 - ② スマートフォンの故障等により本アプリでアカウントを確認できない場合
 - ③ アカウントのID及びパスワードを紛失又は失念している場合
 - ④ アカウントの利用者情報にある電話番号が変更になったことの証明が取れない場合
 - ⑤ 客観的に利用者の本人確認ができない場合
- 5 アカウントの本人確認に必要なもの
 - (1) 有効期限内のマイナンバーカード又は運転免許証
 - (2) インターネットに接続できる本アプリを利用しているスマートフォン
 - (3) 本アプリに登録しているアカウントのID（メールアドレス）、パスワード
 - (4) その他事務局が必要と判断するもの

第14条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他法令等により無効とされた場合であっ

ても、本規約の他の条項はなお効力を有するものとします。

第15条（連絡、通知）

- 1 利用者が、本アプリ又は商品券に関する問合せをする場合は、発行要綱にあるコールセンターへ連絡するものとします。事務局及び発行者は、本アプリ又は商品券に関する問合せにはお答えできません。
- 2 事務局及び発行者からの本アプリ又は商品券に関する連絡は、本アプリの通知機能（プッシュ通知）により通知するものとし、利用者は本アプリのお知らせで確認するものとします。なお、本アプリのお知らせには表示期限があります。
- 3 事務局及び発行者から利用者へ本アプリ及び商品券以外のお知らせをする場合は、本アプリの画面上に表示するほか事務局及び発行者が適切と判断する方法により行います。

第16条（契約の解除）

- 1 事務局は、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除できるものとします。なお、本契約の解除について、事務局は通知義務を負わないものとします。
 - （1） 本アプリによるサービスを終了する場合
 - （2） システム改修等において本契約の解除が必要であると判断する場合
 - （3） 本アプリの利用が2年以上確認できないアカウントであると判断する場合
 - （4） 本規約の各条項に反する行為を行っているアカウントであると判断する場合
 - （5） 事務局が前各号に準ずると判断する場合
- 2 利用者は、利用者自らの意思で本アプリの退会手続きより本契約を解除することができます。
- 3 本条前各項により本契約を解除した場合は、利用者の商品券残高を含む全ての権利が失効し、アカウントは削除されます。なお、失効した権利及び削除されたアカウントの回復はできないことを利用者は承諾するものとします。

第17条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とします。商品券使用取引に関連して利用者との間に生じた紛争については、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（免責）

- 1 事務局及び発行者は、本規約に基づく措置に起因する利用者の逸失利益の消失を含む如何なる損害又は損失、その他の特別の事情による損害（以下、「損失等」という。）に対して賠償責任を負いません。これは、事務局及び発行者がかかる損失等の発生の可能性を通知され、又は知るべきであった場合であったか否かに関わりません。
- 2 事務局及び発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疾病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、通信回線若しくはコンピューター、通信機器等の障害、その他事務局の責に帰することのできない不可抗力、技術上又は営業上の判断等の理由により、本アプリ、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を休止又は停止、終了、制限する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。この場合、公式ウェブサイト等に掲載する等発行者が適切と判断する方法により利用者に周知する措置を講じます。

以 上

(附則)

改定 令和4年7月11日

改定 令和5年2月1日

改定 令和5年6月29日

改定 令和5年8月1日

改定 令和6年7月1日

改定 令和7年6月1日

利用者の責任に関する細則

この細則は、Paychaアプリ利用規約（以下、「利用規約」という。）第 4 条第 2 項にかかる Paycha アプリ（以下、「本アプリ」という。）及び本アプリを通じて発行される電子商品券（以下、「商品券」という。）の利用における利用者の責任について定めるものである。

- 1 利用者は、利用を希望する商品券の発行要綱を理解したうえで本アプリより商品券の申込みをしなければなりません。
- 2 利用者は、本アプリを適切に管理し本アプリより商品券の残高及び有効期間及び取引履歴を確認しなければなりません。※有効期限の 1 4 日前までに残高を全て利用されることを推奨します。
- 3 利用者は、商品券に関する連絡を本アプリに通知されるお知らせ又は公式ウェブサイトを確認しなければなりません。なお、特別な事情により利用者情報に登録されている電話番号又はメールアドレスに連絡する場合があります。※お知らせには表示期限があります。
- 4 利用者は、商品券の残高が商品又はサービスの代金に満たない場合、原則として商品券を利用することはできません。但し、取扱店の判断により、不足額を現金又は取扱店の指定する方法により支払うことで商品券を利用できるものとします。
- 6 利用者は、商品券を利用した取扱店から取引履歴の確認を求められた場合は自ら本アプリを操作し、該当する取引履歴を表示し確認に協力しなければなりません。
- 7 利用者は、商品券の有効期間中に決済額に修正が発覚した場合、対象となる決済を行った取扱店と利用者双方による確認の下、本アプリを操作し正しい決済額に修正しなければなりません。
- 8 利用者は、利用者と取扱店との間でトラブルが発生した場合は、当事者である利用者と取扱店の間で解決しなければなりません。
- 9 利用者は、商品券の取扱店は予告なく追加、変更、削除されることがあることを承諾しなければなりません。
- 10 利用者は、自治体からの要請等により商品券に利用制限が発生することがあることを承諾しなければなりません。
- 11 利用者は、取扱店によっては取扱店が独自に定める商品券を利用できない商品又はサービスがあることを承諾しなければなりません。
- 12 利用者は、本アプリの利用に際し利用者が所有するスマートフォンの設定、破損、故障等により本アプリが利用できない場合は、利用者自身で解決しなければなりません。カメラの破損等スマートフォンが正常に動作しない場合、本アプリを利用できないことがあります。
- 13 利用者は、商品券に関する問い合わせを行う場合は発行要綱第 1 条第 1 8 項にあるコールセンターにしなければなりません。なお、問い合わせ対応は、特別な記載がある場合を除き有効期限が属する月の翌月末日 1 9 時までとします。問い合わせ状況により、早期にコールセンターを終了することがあります。コールセンター以外に問い合わせされてもお答えできません。

附則

施行日 令和 6 年 7 月 1 日

禁止する決済に関する細則

この細則は、Paychaアプリ利用規約第 7 条第 1 項第 1 号にかかる Paycha アプリ（以下、「本アプリ」という。）及び本アプリを通じて発行される電子商品券（以下、「商品券」という。）の利用における禁止する決済について定めるものである。

1 禁止する決済

- (1) 第 2 項「商品券が利用できない商品又はサービス」に対する決済
- (2) 事業用の取引（仕入、資産の購入など）に対する決済
- (3) 商品券の有効期間が開始される日より前に開始された取引に対する決済
- (4) 商品券の有効期限を超えて完了する取引に対する決済
- (5) 契約等により定期的に支払いが決まっている取引に対する決済
- (6) 非対面による決済
- (7) 未払金、出資、投資に対する決済
- (8) 虚偽又は架空、事実と反する取引に対する決済
- (9) 金融取引（振り込み、預け入れ、チャージ等）に対する決済
- (10) 発行者が不適切と判断する決済

2 商品券が利用できない商品又はサービス

- (1) 金券、商品券、回数券、プリペイドカード、ギフト券、ビール券、図書券、乗車券、定期券、有価証券、印紙、切手、郵便はがき、換金性の高いもの
- (2) たばこ、法律で販売価格が決まっているもの
- (3) 医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）、保険料等
- (4) 税金、市指定のゴミ袋、公共料金（電気料金、水道料金、ガス料金、電話料金、通信料金等）
- (5) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により定期的に支払いが決まっているもの
- (6) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス、ゲームセンター
- (7) 会費、組合費、共済に類するもの、特定の宗教や政治団体と関わるもの
- (8) 公序良俗に反するもの、消費喚起がみこまれないもの
- (9) 発行者が不適切と判断するもの

附則

施行日 令和 6 年 7 月 1 日